

## 災害時における衛生材料等物資供給の協力に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、旭川市内に地震、風水害その他の大規模災害等、若しくは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、衛生材料等物資供給の協力に関し、必要な事項について定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において第4条各号に掲げる衛生材料等物資（以下「物資」という。）を必要とするときは、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有する物資の供給及び運搬
- (2) 甲の要請に基づく物資の仕入れ及び運搬

### （協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、最大限協力を努めるものとする。

### （物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給及び仕入れを要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能なものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) その他甲が指定するもの

2 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時においても必要に応じて相手方に対しその需給に関する情報提供を行うものとする。

### （要請の方法等）

第5条 第2条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について、災害時に支障をきたさないよう日頃から、点検及び改善に努めるものとする。

(物資の運搬)

第6条 物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は必要に応じ乙に運搬の協力を求めることができる。

(経費の負担)

第7条 乙が第3条の規定により供給した医薬品等の代金及び通常時と異なる搬送手段を要する場合の経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害時直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求)

第8条 前条に規定する経費は、乙が物資の納入を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲又は甲の指定する者は、前条の規定により乙から経費の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、必要な細部手続及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年9月15日

甲 北海道旭川市6条通9丁目  
旭川市  
旭川市長 西川将人

乙 東京都中央区八重洲2丁目7番15号  
株式会社メディセオ  
北海道・東北支社長 石井雅哉